飯森　登　石川　佳男　海野　邦彦
大西　敏郎　岡田　要　小俣　精一
春日　輝海　齊藤　静司　佐藤　喜雄
瀧口　光正　竹本　與一　成相　博
西野　唯一　西本　宗秋　松井　幸一
山下　英一

瑞宝小綬章を授ける（各通）

赤田　博士　浅井　護　浅川　良雄
淺沼　喜作　芦田　淨美　芦田　陽二
天野　宏　新井　武　飯坂八太郎
石井　貞一　石井　利彦　石躍　英夫
石川　英弘　石川　幸男　石田　峻助
石田　妙子　板倉　若次　市　昇
伊地知松雄　今村　隆生　岩崎　久一
岩舘　季雄　植木　功　植前　才一
鵜川　徹　氏原　義郎　梅内賢喜壽
浦　鳴弓　浦田　哲哉　衛藤　正人
江浪　浩　遠藤　喜一　遠藤　裕
大江　登　大河　清　大木　友義
大藏　忠士　太田　良雄　大塚　忠直
大塚　深　大野十四男　大山　茂
岡　政彦　岡本　清治　荻原　勇
奥村　覺　奥村　久憲　長村勇二郎
小野寺　仁　小野原卓男　恩地　義雄
加来　俊則　角谷　近夫　笠原　嘉夫
片岡　芳友　勝部　實　加藤　功
加藤　巖　加藤　一栄　加藤　正
金久　卓夫　鎌倉　覺　鎌田　哲夫
神垣　守　上辻　祥作　上野　俊彦
鴨志田一雄　河上　喜一　河越　隼造
川原　郁　神田　貫宗　菊浦伊三夫
喜多　俊夫　北島　清秀　北野　一雄
喜田　重男　紀藤　繁剛　奇藤　芳仁
金原與四郎　黒田　進　桑原　輝雄
小泉正十四　小角　鉄弥　小島けさ子
小成　八郎　小林卓一郎　小林　榮一
小林　幸成　小牧　幸夫　小林　季夫
榊田新次郎　坂本壮一郎　堺　景弘
佐田　正直　貞本　泰男　佐々木一夫
佐藤　宏　佐藤武良夫　佐藤　熊一
柴田　秋治　柴田　正　塩入　清嗣
清水　信恒　下里喜一郎　清水　虎雄
白畑　克弘　榛葉　一郎　首藤　安徳
鈴木　孝一　関　武彦　菅原　豊人
関口　貞介　瀬戸　仁　関口　晃
相馬賢四郎　十河　市朗　仙頭　澄夫
高橋　卓司　高橋　千冬　高棹　政義
高山　泰英　竹内　彰三　竹内　建部　繁正
竹野下要喜　竹本　匡　田中　良助
谷本　芳春　角田　新平　辻　正
留岡　繁男　富岡　了　富田　博
豊田　藤夫　中江　二郎　中串　逸造
仲田　豊七　中西　正俊　中原　信夫
中町　勝　中村　忠彦　中村　宣夫
永井　実　長倉　正則　永瀬　健治
長友　藏　永山宜志頼　那須　守彦
南里　正則　新村　好弘　西上　數男
西田　勲　西村　光雄　根本　隆之
根本　孟郎　禾　寛　野首　公志
野口　正　能美　智　萩原　和夫
橋本　秋作　蓮田　明　花木　三一
早川　嘉明　林　國雄　林　亮一郎
早野　栄一　原　誠貫　原田　邦夫
半田　順一　樋口　俊雄　樋口　益三
日野　満男　平田　徹　平田　英徳
平野　一郎　平原　周司　平村　欽一
深田　倶久　吹野　直　福田眞一郎
藤本　正行　星川　幸男　細谷　賢明
堀田　善長　堀口　傳　堀之内藤雄
前田　共三　前田　始郎　町井　敏夫
松井宏一郎　松居　與治　松尾　哲郎
松尾　彦治　松永　好　松本三男也
丸山　輝也　三ツ井　稔　宮井　三郎
宮上　善良　宮澤　清　村田　和夫
村田勝三郎　村田　文男　村松幸太郎
毛利　寛　森　敦行　森　康茂
森　幹夫　森田　良久　矢賀部彌之助
薬師　好幸　矢内　四郎　矢野　榮茂
山口　國男　山口　章　山口　榮壽
山崎　剛　山田　孝雄　山田　宏
山本　瑳一　山本　仁已　山森　正弘
横井　登　横尾　正躬　横川　正志
吉兼　一雄　吉田　邦英　吉田　喜平
吉田　幸治　吉牟田治利　吉村九州男
米山　正　渡邉　治一郎　渡邊　勘
渡邊　孝　渡邊　鴻　渡邊　武士
渡邊　辰夫　渡邊　康明

瑞宝双光章を授ける（各通）

安倍みよ子　佐藤高三郎　藤林　竹春
山本　公一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）

笹島　正　菅藤清二郎　谷　照夫
鈴木　秋義　村瀬　秋良　村上　吉治

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月二十二日モロッコ国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し十二月十一日御答電を発せられた。

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月二十二日ブータン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し十二月十一日御答電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月二十六日モルドバ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月六日御答信があった。

天皇陛下から九月四日マリ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十一日御答信があった。

天皇陛下から九月二十日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十三日御答信があった。

天皇陛下から十一月八日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月十八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十一月一日エジプト国暫定大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月六日御答電があった。

天皇陛下から九月三十日キプロス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十八日御答電があった。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係労働者を代表する者団体立児の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年12月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年12月27日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　熊本労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中村謙二郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年12月13日　　名古屋法務局